

仕 様 書

1 件 名 江戸川左岸流域下水道市川ポンプ場で使用する電力
(複数単価契約)

2 履行場所 千葉縣市川市国府台三丁目 1 7 番
江戸川左岸流域下水道市川ポンプ場

3 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

4 仕 様

(1) 電気方式等

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧 (標準電圧)	6, 0 0 0 ボルト
ウ 計量電圧 (標準電圧)	6, 0 0 0 ボルト
エ 標準周波数	5 0 ヘルツ
オ 受電方式	常時・予備異系統受電
カ 自家発電設備	あり (非常用、系統連系なし)
キ 蓄熱設備	なし

(2) 契約電力等

ア 契約電力	常時電力 1, 3 6 1 キロワット 予備電力 (予備電源) 1, 3 6 1 キロワット (契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。予備電力は、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給変電所とは異なる予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。)
イ 予定使用電力量	3, 6 5 3, 5 0 0 キロワット時 (月別の予定使用電力量は別紙のとおり。なお、予定使用電力量は確約する使用電力量ではないので増減を生じる可能性がある。)

(3) 電力量等の検針

ア 自動検針装置	有
イ 電力会社の検針方法	遠隔自動検針
ウ 計量器の構成	屋内耐候形電力需給用複合計器 (通信機能付、精密級) 交流 3 相 3 線式 110 ボルト 5 アンペア 50 ヘルツ パルス定数 50, 000 パルス/キロワット時 又は 2, 000 パルス/キロワット時 V C T 6, 600/110 ボルト 200/5 アンペア

(4) 需給地点

需要場所における千葉県の施設した第 1 号柱上の東京電力パワーグリッド(株)の架空引込線と千葉県の開閉器電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ

5 その他

(1) 非常用発電機を次のとおり 1 台設置している。
2,000 キロボルトアンペア 1 台

(2) 使用期間中、力率 96 % を保持する予定である。

(3) 契約の履行のため、千葉県所有の土地を使用して設備を設置し、又は千葉県所有の施設を使用する場合は千葉県の承認を得た上で無償で使用する事ができる。

(4) 各月における時間帯別使用電力量を翌月初旬に報告すること。

令和 2 年 度 予 定 使 用 電 力 量

年 月	予定電力量 (キロワット時)	適用区分別内訳 (キロワット時)				その他
		ピーク時間	夏季昼間時間	その他季昼間時間	夜間時間	
令和 2 年 4 月	294, 200			129, 000	165, 200	
令和 2 年 5 月	317, 600			123, 000	194, 600	
令和 2 年 6 月	306, 200			145, 800	160, 400	
令和 2 年 7 月	317, 300	20, 300	119, 800		177, 200	
令和 2 年 8 月	302, 200	21, 100	115, 300		165, 800	
令和 2 年 9 月	323, 200	21, 100	114, 600		187, 500	
令和 2 年 1 0 月	315, 300			146, 100	169, 200	
令和 2 年 1 1 月	299, 500			126, 800	172, 700	
令和 2 年 1 2 月	309, 000			126, 800	182, 200	
令和 3 年 1 月	295, 300			117, 100	178, 200	
令和 3 年 2 月	267, 100			117, 700	149, 400	
令和 3 年 3 月	306, 600			134, 900	171, 700	
合 計	3, 653, 500	62, 500	349, 700	1, 167, 200	2, 074, 100	

＜適用区分の定義＞

夏 季 : 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間

その他季 : 4 月 1 日から 6 月 3 0 日まで及び 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間

ピーク時間 : 夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間。ただし、休日等に定める日に該当する時間を除く。

昼間時間 : 毎日午前 8 時から午後 1 0 時までの時間。ただし、ピーク時間及び休日等に定める日に該当する時間を除く。

夜間時間 : ピーク時間及び昼間時間以外の時間

休日等 : 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 3 0 日、5 月 1 日、5 月 2 日、
1 2 月 3 0 日及び 1 2 月 3 1 日